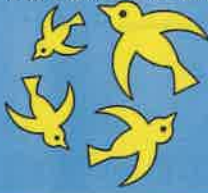


新しい学習指導要領
生きる力
学びの、その先へ



講義1

新学習指導要領を踏まえた体育・保健体育授業の考え方

会場：かごしま県民交流センター
日時：2019年5月15日～17日



スポーツ庁政策課
教科調査官 横嶋 剛

本研修の目的



本研修では、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、**体育が苦手な児童生徒のための授業づくりを通して、運動やスポーツに親しむ資質・能力及び運動が健康に果たす役割、健康な生活を実践するための資質・能力を図るなど、調和のとれた子供の体力向上を図るための指導法を習得し、教師の資質向上及び指導力の向上を図る。**

本研修について



《本研修の変遷》

- 旧文部省主催 体育担当教員の実技指導力向上のための研修
- 平成13年度より教員研修センターへ移管
「運動嫌い・体力低下」など喫緊の課題に対応する研修
- 平成19年度より各コース講師2人体制
指導と評価の一体化を含め、研修の一層の充実を目指す
- 平成23年度より2会場で実施 **中期目標の見直し・研修の整理統合**
リーダー養成の目的に参加対象、人数、設置コースの厳選
- 平成25年度より幼児の運動に関するコース新設
- 平成26年度より体育に関する指導のマネジメントの在り方及び適切かつ効果的な運動部活動の推進についての講義・演習を実施
- 平成28年度より保健コース及び体育活動中の事故防止の講義を新設
- 平成29年度よりスポーツ庁委託事業 **環境改善に伴う研修の見直し**
学習指導要領等改訂を踏まえ、体育・保健体育指導の更なる充実を目指す

研修の日程



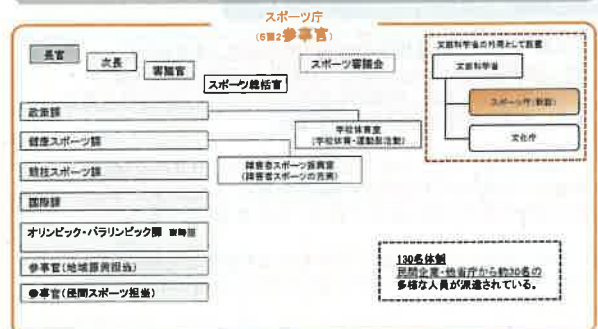
	8時	10時	11時	12時	13時	14時	14時～15時	17時
第1日		受付	開式	講義1 【分科会】 新学習指導要領を踏まえた体育・保健体育授業の考え方	昼食・移動		講義・実技・演習1 【分科会（コース別）】 新学習指導要領を踏まえた各種領域における指導の在り方 ○講義 ○実技 ○演習	
第2日			講義・実技・演習2 【分科会（コース別）】 新学習指導要領を踏まえた各種領域における指導の在り方 ○講義 ○実技 ○演習	昼食		講義・実技・演習3 【分科会（コース別）】 新学習指導要領を踏まえた各種領域における指導の在り方 ○講義 ○実技 ○演習		
第3日			講義・実技・演習4 【分科会（コース別）】 新学習指導要領を踏まえた各種領域における指導の在り方 ○講義 ○実技 ○演習	昼食・移動	講義2 【分科会】 事故防止について	研修のまとめ	閉式	

スポーツ庁の役割

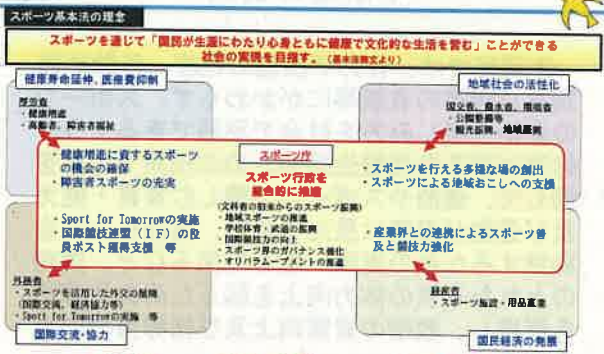


スポーツ庁(平成27年10月1日設置)の組織概要

スポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進、地域や経済の活性化、国際貢献など、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するため、文部科学省の外局として設置された組織。



関係省庁と連携したスポーツ行政の総合的な推進



スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ機関に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開。スポーツ基本法第30条に基づく「スポーツ推進会議」において、関係省庁間の連絡調整を実施。

スポーツ基本法



スポーツ振興法からスポーツ基本法へ

- ▶ スポーツ振興法は、戦後の生活水準の向上と産業の近代化による余暇の増大などによるスポーツに対する国民の関心の高まりや欲求の拡大を背景に、昭和39(1964)年の東京オリンピック開催を契機として、我が国のスポーツ振興の基本を定める法律として昭和36(1961)年に制定
- ▶ スポーツ振興法の下、我が国のスポーツは国民の身近なものとして発展。国民の心身の健全な発達や明るく豊かな国民生活の形成に大きく寄与。

スポーツを取り巻く社会状況の変化

スポーツ活動の発展、スポーツ人口の増加、地域スポーツクラブの成長、アマチュアとプロの関係の変化、国際化の進展、ドーピングやスポーツ紛争など新たな課題への対応 など

スポーツ振興法には、これらの規定などが盛り込まれていない。

新たなスポーツ基本法を。

スポーツの価値

前文：法令の各条項の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的立場を述べた文章

スポーツ基本法(平成23年) 前文抜粋

- スポーツは世界共通の人類の文化である。
- スポーツは、**心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動**であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。
- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、**各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保**されなければならない。

スポーツの価値

前文：法令の各条項の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的立場を述べた文章

スポーツ基本法(平成23年) 前文抜粋

- スポーツは、次代を担う**青少年の体力を向上**させるとともに、**他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を重んじる態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等**人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。
- スポーツは、人との交流及び地域と地域の交流を促進し、**地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。**
- スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた**長寿社会の実現に不可欠**である。

スポーツの価値

前文：法令の各条項の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的立場を述べた文章

スポーツ基本法(平成23年) 前文抜粋

- スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、**国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。**
- スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、**国民経済の発展に広く寄与するものである。**
- スポーツは、我が国の**国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たす。**

第2期スポーツ基本計画

第2期スポーツ基本計画

スポーツ基本計画 第2期: 2017年4月～2022年3月

2020年東京大会の先を含む
5年間の日本のスポーツの重要な指針

関係者が一体となって「スポーツ立国」実現を目指す

スポーツ基本法 第九条: 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならない。

第2期スポーツ基本計画の骨子

第2期スポーツ基本計画

4つの指針

国民がスポーツで

「人生」
が変わる!

「社会」
を変える!

「世界」
とつながる!

「未来」を創る!

スポーツは「みんなのもの」

様々な形のスポーツ

- 競技として、限界へ挑戦するもの
- 健康や仲間との交流など、多様な目的で行うもの

参画のしかた

スポーツ参画人口の拡大を目指す

第2期スポーツ基本計画（平成29年3月策定）のポイント

スポーツ基本計画...スポーツ基本法(2011(平成23)年公布・施行)に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017(平成29)年度～2021(平成33)年度。

1 「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大

スポーツ参画率(推定) 42% → 48%

スポーツ参画人口 約1億1,000万人

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催大会等好機として、スポーツで人々のつながりを促進し、レガシーとして「健康スポーツ社会」を実現する。

2 スポーツ参画した活力が社会の発展に社会の発展

スポーツ参画率(推定) 42% → 48%

スポーツ参画人口 約1億1,000万人

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催大会等好機として、スポーツで人々のつながりを促進し、レガシーとして「健康スポーツ社会」を実現する。

3 国民性力の向上

スポーツで人々のつながりを促進し、レガシーとして「健康スポーツ社会」を実現する。

4 クリーンでフェアなスポーツの推進

スポーツで人々のつながりを促進し、レガシーとして「健康スポーツ社会」を実現する。

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

成人のスポーツ実施率の推移

・第2期スポーツ基本計画（平成29年3月）では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度、週3回以上を30%程度とする目標を掲げている。
 ・平成30年度の成人の週1回以上のスポーツ実施率は55.1%となり、平成29年度の51.5%から3.6ポイント上昇、週3回以上は27.8%となり、平成29年度の26.0%から1.8ポイント上昇。



<出典>「体力・スポーツに関する世論調査」(平成24年度まで)及び「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(平成27年度)、「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(平成28年度から)

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

【施策目標】

学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。

その結果として、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を80%（平成28年度現在58.7%→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を半減（平成28年度現在16.4%→8%）すること。子供の体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指す。



スポーツで「未来」を創る！

「一億総スポーツ社会」

自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、
 前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創る。



2017年度～2021年度が、スポーツの価値をさらに高め、
 日本の未来にレガシー(遺産)を残す。